

町田ターミナルプラザバスターミナル 観光バス・長距離路線バス等の使用方法について

観光バスを運行するバス会社・旅行代理店等の事業者様及び長距離路線バスの事業者様は、市の承認後、以下の方法にて当バスターミナルをご利用いただけます。

■バスターミナルの概要	
所在地	東京都町田市原町田3-1-4 町田ターミナルプラザ 1階
乗り場数	全11（ただし、うち1つは非常用のため同時駐車10台まで） ※バスターミナル平面図参照
入庫可能な車両寸法	全長12.0m 全幅2.5m 全高4.0m 以内
利用可能設備	待合スペース（2階市民広場）、トイレ（2階） エレベーター、エスカレーター（上りのみ）
使用可能時間	【観光バス会社・旅行代理店等事業者様】 午前6:00～午前8:50（完全出庫厳守） 【長距離路線バス事業者様】 午前5:00～午前8:50（完全出庫厳守） 午後11:00～翌日の午前1:00（完全出庫厳守） 1台につき1回あたり30分まで
使用料	1回30分 1,570円
使用方法	申請に基づく市の承認（年度毎） 管理事務所にFAXで予約
支払方法	月毎にまとめて後払い
■使用手続きの詳細	
① 使用登録申請	市へ使用登録申請を行います。 「町田市町田ターミナルプラザバスターミナル使用申請書」に必要事項を記入し、市へ郵送・FAX等で提出してください。 【提出先】 郵送：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 FAX：050-3101-9615 E-MAIL：keizai010_02@city.machida.tokyo.jp 町田市経済観光部産業政策課宛て
② 使用承認	市から使用承認書が届きます。 市で審査後、「町田市町田ターミナルプラザバスターミナル使用承認書」をお送りします。大切に保管してください。 ※使用期間は年度末までです。
③ 予約	FAXで予約を取ります。 「観光バス・長距離路線バス 停車申し込み票」に必要事項を記入し、現地の管理事務所へFAXで送付してください。受付順で予約を承ります。予約が完了すると、管理事務所から予約番号を発行します。 【管理事務所FAX番号】042-728-7581 【受付日】平日の午前10:00～午後5:00

	【予約可能日】使用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から
④ 利用	<p>当日利用します。</p> <p>お支払いは後払いとなりますので、そのままご利用ください。</p> <p>※バスターミナルの使用にあたっては、次頁に記載の「遵守事項」を遵守してください。</p>
⑤ 支払	<p>1ヶ月の使用回数を月末で締めて、翌月10日頃に町田市から請求書及び納入通知書を送付します。利用月の翌月末日までにお支払いください。</p>

遵 守 事 項

バスターミナルの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) バスターミナルの使用にあたっては、必ずFAXにて事前に予約を行うこと。予約の状況によっては、使用できない場合もあります。
- (2) バスターミナルへは必ず2階市民広場から入り、歩道から直接入ってはいけないことを、利用者へ周知すること。
- (3) 送迎等、自家用車によるバスターミナルへの進入禁止について、利用者へ周知すること。
- (4) 集合確認等は、2階市民広場にて行い、バスターミナル（プラットホーム上）では人員整理等を行わないこと。
- (5) 車路での乗降車を行わないこと。また、車両から降りて車路に立ち入らないこと。
- (6) 乗降車時の安全確保は、責任を持って行うこと。
- (7) バスターミナル内では、現場係員の指示に従うこと。
- (8) バスターミナル内では、徐行運転を行うこと。
- (9) 午前8時50分までに必ずバスターミナルから退出すること。
- (10) 車両の円滑な運行を妨げる等バスターミナルの機能を低下させないこと。
- (11) 物品の販売、頒布その他これに類する行為をしないこと。
- (12) バスターミナルの施設を汚染又は毀損しないこと。万が一ターミナルの施設設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- (13) 上記のほか、バスターミナルの管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (14) 地震、火災その他の災害又は盗難その他第三者の行為によってバスターミナルにおいて生じた損害については、市は、賠償の責めを負いません。